令和5年9月22日

每週月.水.金曜日発行

第5136号

目 次 公安委員会規則 ○富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 1 ○身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定 3 ○指定自立支援医療機関の指定 4 ○指定自立支援医療機関の指定の更新 ○道路の区域変更 5 ○換地処分 6 訓 令 ○富山県立中央病院放射線障害予防規程の一部を改正する訓令 公 ○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 7 ○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 8

> 則

富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布す る。

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

令和5年9月22日

富山県公安委員会委員長 金井 豊

#### 富山県公安委員会規則第9号

富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

富山県警察の組織に関する規則(昭和58年富山県公安委員会規則第3号)の一部 を次のように改正する。

第2条の表生活安全部の項を次のように改める。

生 活 生活安全企画課 人身安全・少年課 サイバー犯罪対策課 安 部 全

# 第3条の表少年女性安全課の項を次のように改める。

- (1) 少年の補導及び少年非行の防止に関すること。
- (2) 少年犯罪の捜査に関すること。
- (3) 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少 年の保護に関すること。
- (4) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。
- (5) 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。
- (6) 児童、高齢者及び障害者に対する虐待に関すること。

# 人身安全• 少年課

- |(7) ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第 81号)の運用に関すること。
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成13年法律第31号)の運用に関すること。
- (9) 富山県迷惑行為等防止条例(昭和38年富山県条例第17号) の運用に関すること。
- (10) 行方不明者発見活動に関すること。
- (11) 声かけ、つきまとい等の前兆事案の先制・予防的活動に関 すること。

#### 第14条の表中

➾			<b>山 数 </b>		警務課	留置管理課	会計課	生活安全課	地域課
量 川		中央警		祭者	刑事第一	一課 刑事第二	二課 交通	通課 警備課	
高	」立	荷女	宏	翠	警務課	留置管理課	会計課	生活安全課	地域課
同	岡	警	祭	署	刑事課	交通課 警师	<b></b>		

を

富山中央警察署 警務課 留置管理課 会計課 生活安全課 地域課 高 岡 警 察 署 | 刑事第一課 刑事第二課 交通課 警備課

に改める。

#### 附則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

# vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv 示 vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

# 富山県告示第348号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について

身体障害者福祉法(昭和24年法律第 283号)第15条第1項に規定する医師として 次のとおり指定したので、富山県身体障害者福祉法施行規則(昭和62年富山県規則 第34号)第6条の規定により告示する。

令和5年9月22日

富山県知事 新 田 八 朗

			ш	四水和于 冽	ш / у)
氏名		担当する医療 の種類	従事する	指定年月日	
八石			名称	所在地	相处十月日 
大森	隆昭	整形外科	富山県済生会高 岡病院	高岡市二塚 387 番地1	令和5年9月1日
寺村	千里	内科	高岡市民病院	高岡市宝町4番 1号	令和5年9月1日
佐藤	晃一	内科	高岡市民病院	高岡市宝町4番 1号	令和5年9月1日
稲端	翔太	内科	高岡市民病院	高岡市宝町4番 1号	令和5年9月1日
今西	理恵子	整形外科	高岡市民病院	高岡市宝町4番1号	令和5年7月1日
菊島	卓也	泌尿器科	高岡市民病院	高岡市宝町4番1号	令和5年9月1日
山﨑	仁史	眼科	高岡市民病院	高岡市宝町4番1号	令和5年9月1日
西野	貴晶	内科、呼吸器 科、消化器 科、循環器科	西野医院	氷見市窪 1076 番地 1	令和5年9月1日
石田	正幸	耳鼻咽喉科	かみいち総合病院	中新川郡上市町 法音寺 51 番地	令和5年7月4日

## 富山県告示第349号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号) 第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定 したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和5年9月22日

富山県知事新 田八 朗

指定自立支	援医療機関	担当すべき自立	病院又は診療所 において担当す	指定年月日	
名称	所在地	支援医療の種類	べき医療の種類		
	高岡市上四屋4番19号	育成医療、 更生医療	調剤	令和5年9月1日	

# 富山県告示第350号

指定自立支援医療機関の指定の更新について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定 を更新したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和5年9月22日

富山県知事新  $\blacksquare$ 八 朗

指定自立支	援医療機関	担当すべき自立	病院又は診療所 において担当す	更新年月日		
名称	所在地	支援医療の種類	べき医療の種類	Z/M F/J F		
金沢医科大学氷 見市民病院	氷見市鞍川1130 番地	更生医療	心臓脈管外科	令和5年9月1日		
金沢医科大学氷 見市民病院	氷見市鞍川1130 番地	更生医療	腎臓	令和5年9月1日		
たんぽぽ薬局氷 見店	氷見市鞍川1117 番地 2	育成医療、 更生医療	調剤	令和5年9月1日		

 中新川郡上市町 法音寺2番地3	7777	調剤	令和5年9月1日
 砺波市新富町1 番 61号	育成医療、 更生医療	訪問看護	令和5年9月1日

# 富山県告示第351号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法(昭和27年法律第 180号) 第18条 第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において9月22日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年9月22日

富山県知事新 田八 朗

道路の種類 及び路線名	区間	変更前後別	記号	敷地の幅員メートル	延長メートル	縦覧場所
県道 万尾脇方線		変更前	A	最大 15.3	280. 2	
	氷見市大野字池田4093番 3から		В	最大 16.0	288. 5	
	氷見市泉字念仏 465番1 地先まで	亦再徑	A	最大 15.3	280. 2	氷見土木 事務所
		変更後	В	最大 60.2	305. 7	

#### 富山県告示第352号

換地処分について

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第89条の2第9項の規定により、令和5年 9月21日県営農地整備事業大布施南部地区の換地処分をしたので同条第10項の規定において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和5年9月22日

富山県知事 新 田 八 朗

訓 令

富山県立中央病院放射線障害予防規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。 令和5年9月22日

富山県知事 新 田 八 朗

# 富山県訓令第9号

富山県立中央病院

富山県立中央病院放射線障害予防規程の一部を改正する訓令

富山県立中央病院放射線障害予防規程(平成12年富山県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第20条に次の1項を加える。

2 放射線管理者は、放射線測定器について、点検及び校正を、1年ごとに、適切 に組み合わせて行わなければならない。

第22条第1項第8号中オをカとし、アからエまでをイからオまでとし、同号にアとして次のように加える。

ア 測定日時(測定において時刻を考慮する必要がない場合にあっては、測定 年月日) (内部被ばくについて測定する場合に限る。)

第22条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 主任者は、外部被ばくによる線量の測定に関し、信頼性を確保するための措置 を講じなければならない。 第26条第1項中「点検」を「放射線施設の点検、放射線測定器の点検等」に改め、 同条第2項第6号を次のように改める。

### (6) 放射線施設の点検

ア 放射線施設の点検の実施年月日、点検の結果及びこれに伴う措置の内容

イ 点検を行った者の氏名

第26条第2項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

#### (7) 放射線測定器の点検等

ア 放射線測定器の点検又は校正の年月日、放射線測定器の種類及び型式、方法、結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検又は校正を行った者の氏名若しくは名称

イ 外部被ばくによる線量の測定の信頼性を確保するための措置の内容 第29条第3項中「第22条第2項」を「第22条第3項」に改める。

#### 附則

この訓令は、令和5年10月1日から施行する。

(医 務 課)

# **公** 告

# 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により朝日町から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和5年9月22日

富山県知事 新 田 八 朗

#### 都市計画の種類

(種類) 朝日都市計画用途地域

### 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準 用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦 覧に供する。

令和5年9月22日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 店舗の名称及び所在地 イータウンとなみ 砺波市太郎丸字堀田島3530番1 外
- 2 店舗を設置する者 株式会社ヤマダホールディングス、アルビス株式会社
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては代表者の氏名
    - (変更前) 株式会社ヤマダデンキ 代表取締役社長 小林 辰夫 群馬県高崎市 栄町1番1号 ほか4
    - (変更後) 株式会社ヤマダデンキ 代表取締役社長 小林 辰夫 群馬県高崎市 栄町1番1号 ほか3
- 4 変更の日 令和5年9月1日 ほか
- 5 変更の理由の小売業者変更のため
- 届出の日 令和5年9月7日 6
- 7 縱覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課
- 縦覧期間 令和5年9月22日から令和6年1月22日まで 8
- その他 9

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を 有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、 縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができ る。

- (1) 氏名及び住所(法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名)
- (2) (1)の事項の公表の可否

- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

令和5年9月22日印刷発行

発 行 富

山 県